

第4回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和6年9月30日（月）
午前9時23分から午前11時10分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 17名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・杉本昭二委員、平部勇一委員、高崎充弘委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 田中局長・野上・藏富・南崎
- 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:23	議 長	皆さん、おはようございます。ただ今から、第4回日南市農業委員会総会を開会いたします。10番、杉本委員、14番、平部委員、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎委員より欠席届が提出されております。ただ今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に5番の歌津芳秋委員、6番の根井明美委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局よりお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。今日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。以上でございます。
	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。

全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして農業委員会に対し、申請がありました5件について当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、使用貸借権が1件で、受付番号1番は、経営規模拡大のためとなっております。所有権移転が4件で、受付番号2番は、経営規模拡大のため、受付番号3番から5番は、新規農業経営のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました2件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は、植林のため、2番は、農林漁業用施設のためとなっております。 次に総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました9件について意見を付さなければなりませんので、審議いただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が9件で、受付番号1番から3番、8番、9番は植林のため、受付番号4番は、分譲住宅用地のため、5番は、一般個人住宅用地のため、受付番号6番、7番は資材置場用地のためとなっております。 次に総会資料4ページ、5ページです。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、3件について審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が3件となっております。 次に総会資料6ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました1件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番は、耕作放棄地のうち、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用するのが困難なため、非農地として証明するものであります。以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議 長	ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

10:10	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場は、事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。吾田・油津地区は、本会場、東郷・鶴戸地区、南郷地区は、会議室5、飢肥・酒谷地区、会議室6、細田・大窪地区、北郷地区につきましては、会議室7でお願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始していただきますが、地区別審査は、午前10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それでは、お願いいたします。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について5件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番につきまして担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号1番について説明します。9月28日に現地調査をし、貸人には電話で確認しました。申請地は、酒谷地区坂元上で坂元棚田の来場者向け駐車場正面の一角になります。地目は、畑で519㎡の農地です。貸付人は規模縮小、借受人は規模拡大で、坂元棚田の一角を市民農園、以下レンタル棚田と称しますが、利用者を募集し、農業体験の場として活用すべく申請されました。レンタル棚田は、農園開設者である借人が農園に関する農業経営を自ら行い、利用者である住民が農作業を体験するために農園に入園する方式となっています。貸借権等の権利設定するのではなく、農業者の指導管理の下、利用者は、農業体験ができます。また、レンタル棚田の運用は、利用者と開設者間の契約によって成立しています。借受人は、地域の水利調整に責任をもって協力し、草刈等の管理は、借受人が会長を務める棚田保存会が行います。利用者にも草刈りや水路の清掃に参加していただくことで地域との調和を図る運用となります。申請は妥当であると思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	山 本	12番、山本です。受付番号2番について説明します。9月20日、現地担当の作本委員と現地調査しました。譲渡人、譲受人には、電話で確認しました。申請地は、細田地区塚田です。塚

山 本	田地区から酒谷地区に通じる県道がありますが、その道路横に申請地があります。譲渡人は、西弁分在住で高齢のため手放すということです。譲受人は、同じく西弁分在住で、譲渡人から相談があり、規模拡大として購入するもので、許可妥当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番、4 番について、担当委員より報告願います。
山 元	吾田・油津農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 3 番、4 番について、説明いたします。9 月 21 日に譲受人立会いのもと調査を行いました。24 日に事務局と現地調査、北郷の高崎委員から情報提供を受けております。申請地は、飢肥から北郷、田野に向かう広域農道の養鶏孵卵場の東側に位置します。譲受人は、主に杉の苗木を育成販売を行っており、今年も 3 万本出荷したそうです。今回取得する畑においても杉の苗を大々的に育てたいということで、借りている農地にも杉苗を育てるビニールハウスを建て、事業拡大に向けて準備を整え、将来は近隣に農地が 2ha ほどあるので取得し、ブドウ栽培にも取り組む予定です。しかし、高崎委員によると鳥獣害により食べるものを作るのは難しいとのこと、杉の苗が最適であるということです。特段問題ないと思います。審議の方よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
徳 井	9 番、徳井です。受付番号 5 番について、説明いたします。9 月 23 日に譲受人と立会い調査しました。譲渡人にも電話で確認しました。申請地は、大藤地区の北郷温泉入口付近の田んぼになります。譲受人は、現在まで水稻を作付けされている経緯があり、譲渡人と譲受人は親戚関係であり、調査の結果問題ないと思います。ご審議方よろしく願いいたします。
議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号は、原案どおり許可することに決定しました。

10:15	議 長	次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、2件の審議をお願いします。
	三 賢	それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いします。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明いたします。9月24日に申請人と現地調査を立木買受人の立会いのもと行いました。申請地は、広域農道の吉野方の永吉交差点より北郷の方に向けて500mほど行き、東の山の稜線に向ってコンクリート舗装の急な坂道を100mくらい行ったところで、右側は急な崖になっています。一帯は、全てが山林で、急傾斜地で農地としての利用は困難と判断しました。相続された時には既に杉が植林されており、売却の際に無断転用が発覚し、本申請に至りました。事後承認であり、始末書も添付されていますので、転用許可は妥当と判断しました。
	議 長	次に受付番号2番について担当委員より報告願います。
	山口（雄）	南郷地区農地利用最適化推進委員の山口です。本日、担当の平部委員が欠席のため、私が受付番号2番について説明いたします。9月23日に申請人立会いのもと確認をしました。申請地は南郷から串間方面に向かう国道220号線沿いにあるコンビニを過ぎて、右手に曲がり桜木橋を越えて200m行った左手のミカンが植栽されている畑です。申請人は、果樹農家でミカンの選果場を建築するための申請です。既存の選果場では狭いため、作業効率が悪く、大きい選果場を建設するとのことでした。周辺は、市道と申請者の土地です。周囲に迷惑はかからないと思います。なお、申請面積が広いのは、コンテナ置き場、パートの駐車場として利用するためです。妥当な案件と判断しました。ご審議方よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	はい、ただ今の各担当委員の報告について質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
10:18	議 長	それでは、ないようですから、議案第2号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	はい。全員賛成ですので、議案第2号については、原案どおり許可相当とすることに決定をいたしました。
	議 長	次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について9件の審議をお願いします。

議 長	それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いします。
稲 山	17番、稲山です。受付番号1番について説明いたします。9月21日に譲受人立会いのもと現地調査を行いました。申請地は、日南振徳高校より800m北へ行くと板敷研修センターがある交差点を左に200m行き、北の方へ農道を300m行ったところです。以前は稲を作付けされていましたが、高齢と病気のために管理ができなくなったので、いどこである譲受人に贈与したいということです。10年以上作付けしていないので、転用後は杉を植林したいとのことでした。周囲は、竹と雑木に囲まれており、農地としての利用は困難だと判断しました。なお、譲渡人には電話で確認しました。以上です。
議 長	次に受付番号2番、3番について担当委員から報告願います。
山口(光)	7番、山口です。受付番号2番について説明します。申請地は、楠原山之口の覆盆子鶴です。国道222号線沿いの山之口橋交差点から広域農道を串間方面に坂道を走ると2km地点で道路の一番低い位置になり、その道路の両脇を挟んだ左右の山林になります。9月21日に譲受人立会いのもと現地調査しました。譲渡人には連絡済みです。譲渡人は、高齢になり山林の管理ができないので譲受人に購入を依頼したものです。譲渡するにあたり農地転用の申請がいることが判明し、今回の申請にいたったそうです。始末書も添付されています。譲受人は、今後植林し、管理していくとのことで、周辺は山林化しており、影響を与える農地はありません。特に問題ないと思います。ご審議お願いします。 続きまして、受付番号3番について説明します。申請地は、楠原山之口地区の堂之前二、国道222号線沿いの山之口橋交差点からふるさと農道を隈谷方面へ1.5km走ったあたりの三差路を右に進んで、稲荷橋林道を400m進むと、右側に軽トラックが1台通る道幅のコンクリートの道路があります。それを300m進んだ北側周辺になります。9月21日に譲受人立会いのもと現地調査をしました。譲渡人には、連絡済みです。譲渡人は高齢になり山林の管理ができないため、譲受人に購入を依頼したそうです。譲渡するにあたり農地転用の申請がいることが判明し、今回の申請にいたったそうです。始末書も添付されています。譲受人は、今後植林し、山林として管理していくそうです。周辺は山林化しており、影響を与える農地はありません。特に問題ないと思います。ご審議お願いします。以上です。
議 長	次に受付番号4番、5番について担当委員から報告願います。
山 本	12番、山本です。まず、受付番号4番について説明いたします。9月21日に現地調査確認し、譲渡人、譲受人には電話で確認しました。申請地は、戸高三丁目のコンビニがありますが、そ

	山 本	この道路を挟んで北西側の横にあたります。もとふれあい農園の場所になります。譲渡人は、県外移住のため手放すとのことです。譲受人は不動産業者で造成をし、販売するとのことです。なお、工事にあたっては、隣接境界にはブロック塀を設置し、雨水は、配水管を敷設し、道路側溝へ排水します。許可妥当と判断しました。 続きまして、受付番号５番について説明します。９月２１日、現地調査し、譲渡人、譲受人には電話にて確認しました。申請地は西弁分一丁目で、電気通信工事業者事務所から県道を挟んで北西方向へ５０ｍのところですが。譲渡人は、譲受人の要望で手放すとのことです。譲受人は、現在共同住宅に家族３人で住んでいますが、将来の安定した住生活を過ごすため、本申請地に住宅を新築する計画です。なお、隣接地は全て宅地化されています。雨水は、水路側溝に流し、生活排水は、合併浄化槽をへて、側溝へ流す計画となっております。許可妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	次に受付番号６番について担当委員から報告願います。
	田 端	３番、田端です。受付番号６番について説明いたします。申請地は、平野の遊戯場の道路を挟んだところの田んぼです。譲渡人は４人で元々兄弟だと思うのですが、一人は日南在住で、３人は、県外にお住まいです。今回、高速道路建設会社が資材置場、機械置場として取得されます。土地改良区の意見書も添付されていますので、特に問題ないと思います。
	議 長	次に受付番号７番について担当委員から報告願います。
	歌 津	５番、歌津です。受付番号７番について説明いたします。９月２４日譲受人立会いのもと現地調査を行いました。申請地は、国道２２０号線沿いの平山の建設会社から左へ下り、突き当たりにある駒宮神社との間にある建設会社の裏手にあります。譲渡人は高齢で施設に入所され、配偶者も高齢で管理ができないということで譲受人に相談して譲ることにしたそうです。譲受人は建設会社で、申請地は、その会社事務所の裏手になります。現状のまま資材置場として使用するとのことでした。譲渡人は、電話にでなかったもので、２３日に自宅に伺って、配偶者に確認したところ間違いのないことでした。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	次に受付番号８番について担当委員から報告願います。
	平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号８番について説明いたします。９月２４日、譲受人が時間がとれないということで、譲渡人立会いのもと現地調査を行いました。申請地は、県道２８号線から福谷川沿いの市道林道を約１．５km

10:32	平 方	ほど山間部の方に入ったところです。申請地に行くには途中に譲受人が伐採作業中の現場があり現地までは危険なので、航空写真、地籍調査済の字図を参考に麓から説明を受け、確認いたしました。地目は畑ですが、現況は山林です。譲渡人は当該地を昭和30年に父親から相続したそうですが、その時は既に杉が植林されていました。父親は、農地転用の知識がなく、植林したようです。始末書も添付しています。譲渡人は、当該地の管理はできないと思い、今回譲受人に売買することになりました。譲受人は、林業を本職としており、地域森林計画に基づく適切な森林管理を行えると思います。また周りの山林も譲受人が購入し伐採中があります。多方面には害はないと思いますが、必要に応じて土留め等を行い、土砂等の流出に努めるよう電話にて指導をしました。排水については、地下浸透で処理し、必要に応じて排水路を設けるそうです。土地改良区の管轄外でもあり、何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
	議 長	次に受付番号9番について担当委員から報告願います。
	徳 井	9番、徳井です。受付番号9番について説明します。9月24日に譲受人と事務局職員の立会いのもと現地調査を行いました。申請地は、大藤公民館から北郷方面へ70m先を山手に150m入ったところになります。申請地の周辺には、農地はなく宅地及び山林、竹林が周りを囲っています。譲受人が所有の建物の裏手にある申請地にしいたけ原木としてクヌギを植林して農地転用する計画です。現在も宅地周辺は適正に管理されていることから問題ないと思います。審議方よろしく願いいたします。
	議 長	はい、ただ今の各担当委員の報告について質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようですから、議案第3号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	はい。全員賛成ですので、議案第3号については、原案どおり許可相当とすることに決定をいたしました。
	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いいたします。
	山 本	12番、山本です。受付番号1番について説明いたします。9月20日、現地担当の作本委員と現地調査しました。申請地は、

山 本	細田地区の塚田です。上塚田研修センターから南の方向へ1kmぐらいの山手になります。既にミカンが作付けされていました。譲渡人、譲受人は、親子の関係です。許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	続きまして、受付番号2番についてですが、歌津委員につきましては、ご家族に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願いいたします。 【 歌津委員 退席 】
議 長	それでは、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番について説明します。9月24日、譲受人の父親立会いのもと確認調査を行いました。申請地は、県道益安平山線を走りますと駒宮神社がありますが、駒宮神社の裏の農道を山間部の方向に約1km入ったところにある5棟のハウスです。譲渡人は、譲受人の叔父にあたります。譲渡人は、花屋を営まされていますが、高齢になり花きハウスの管理も大変なので、今回、農業経営基盤強化促進法により所有権移転を行いたいと申請に至ったようです。譲受人は、申請地の近隣にも花きハウスを所有しており、栽培しております。親族間の贈与であります。何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第4号、受付番号2番について、計画に同意される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第4号、受付番号2番は、同意することに決定しました。ここで、歌津委員の退席を解きます。 【 歌津委員 着席 】
議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
谷 元	1番、谷元です。受付番号3番について報告いたします。譲受人につきましては、生産牛、水稻の経営者で後継者もございま

10:37	谷 元	す。申請地は、北郷のさくらアリーナの前に1軒の住宅がありますが、そこから高速道路に向かった農道の間地点にあり、譲渡人と譲受人合意の元、利用権設定がされている農地でした。譲渡人については、高齢であり離農者です。売買による所有権移転で、特に問題はありませんので、ご審議方よろしく願います。
	議 長	ただ今、各担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、受付番号2番を除く議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について計画に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、受付番号2番を除く、所有権移転は原案どおり同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第5号、非農地証明願について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	池 田	16番、池田です。受付番号1番について説明します。9月27日に申請者代理人に連絡をして申請内容を確認し、同日に事務局と共に現地を調査しました。申請地は、南郷町大島の北側にある小浜港から市道を東側へ300m登ったところに位置した場所、大島の北東側にありまして、七ツ八重や油津港が見える標高150mのところに位置しております。南郷町大島において、この一帯は図面上小規模ながらまとまった農地がありまして、以前は甘藷、ツワ等が栽培されておりましたが、10年以上にわたり、一帯全てが耕作されておらず、竹や雑木が繁茂するなど原野化しており、農地としての様は見ることができませんでした。大島は、昭和の終わりごろから離島化が急速に進み、平成29年には、無人島となりました。近年では、イノシシが繁殖しており、また台風時など東沖からの潮風がまともにあたる場所であることから、農地として利用することは困難であり、非農地とすることに問題ないと判断しました。ご審議方よろしく願います。
	議 長	ただ今、担当委員の報告に質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

10:39	議 長 全委員 議 長	それでは、ないようですので、議案5号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。 挙手 全員賛成ですので、議案第5号について原案どおり証明することに決定しました。 議事が終わりましたので、その他に移ります。事務局説明をお願いします。
-------	---------------------------	--

第4回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平賀祐史 

署名委員

歌津芳規

根井明美